

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

第8次医療計画の6事業目 新興感染症に関する対応内容案

【自宅・宿泊療養者・高齢者施設での療養者等への医療の提供関係】

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

参考資料：2023年3月9日 第23回第8次医療計画等に関する検討会「意見のとりまとめ（新興感染症・まん延時における異様）（案）」
：2023年2月2日 第22回第8次医療計画等に関する検討会「6事業目（新興感染症対応）に係る医療計画策定等にあたっての対応の方向性（案）」
：2022年12月19日施行 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
：2022年3月4日 第7回第8次医療計画等に関する検討会「第8次医療計画、地域医療構想等について」

資料No. 2023510-2043(4)

本資料は、2023年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

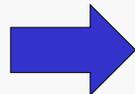
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地域における入院・外来・在宅にわたる医療機能の分化・強化、連携等の重要性が再認識されました
- 今後の新興感染症等の感染拡大時にも機動的に対策を講じられるよう、医療法の改正により、2024年度から始まる第8次医療計画から医療計画の記載事項に「新興感染症等の感染拡大時における医療」が追加され、5疾病6事業となります
- 「新興感染症等の感染拡大時における医療」を実効性のあるものにするため、「医療計画策定等にあたっての対応の方向性」について検討が進められています
- 医療計画を策定する際の対応として、都道府県と医療機関との間で病床確保等の協定を結ぶことにより、医療を確保することとしています
- 感染症法でも、感染症指定医療機関の他に協定指定医療機関が明記され、医療計画に沿って対応することとなりました
- 今後、医療計画に対応する医療機関ならびに薬局等は、新興感染症拡大防止に向け、都道府県との協定を締結し、体制を整えることが求められます

医療計画とは、医療法の規定により、都道府県が医療体制確保のために定める計画です

● 令和3年の医療法改正により、第8次医療計画から医療計画の記載事項として、新興感染症への対応に関する事項が追加されました

第7次医療計画で定めた事項

5 疾病	5 事業
がん	救急医療
脳卒中	災害時における医療
心筋梗塞等の 心血管疾患	へき地の医療
糖尿病	周産期医療
精神疾患	小児医療



第8次医療計画（2024年度～2029年度）では 5事業から6事業に

5 疾病	6 事業
がん	救急医療
脳卒中	災害時における医療
心筋梗塞等の 心血管疾患	へき地の医療
糖尿病	周産期医療
精神疾患	小児医療
—	新興感染症等の感染拡大における医療

参考

医療法

第30条の4
都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

医療計画

地域の現状、医療従事者の確保、基準病床数、5 疾病・6 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制などを定めた都道府県ごとに定める医療施策上の計画

2018年以降6年毎に一度見直される

● 検討中の医療計画では、新興感染症が発生した場合（公表前）は、まず感染症法で指定されている医療機関が対応し、流行初期（公表後）は感染症法で指定された医療機関と共に医療計画で協定を締結した医療機関を中心に対応することとなっています

感染症のステージ

新興感染症が発生
(公表前)

感染症法で**指定**された**下記の医療機関**が対応

【対応医療機関】

- 特定感染症指定医療機関
- 第一種感染症指定医療機関
- 第二種感染症指定医療機関

新型コロナ対応で指定されている医療機関は345医療機関
(令和4年12月時点)

+

流行初期
(公表後)

医療計画で**特別協定を締結**した**下記の医療機関**も対応

【対応医療機関】

- 流行初期医療確保付き協定締結医療機関

3か月程度

+

感染症指定医療機関も、医療計画の協定を締結することは可能

補助金や診療報酬臨時特例
が整ってきた段階

医療計画で**協定を締結**した**公的医療機関等を中心**に対応

【対応医療機関】

- 協定締結医療機関（公的医療機関等が中心）

3か月程度

+

一定期間経過後

順次速やかに全ての協定締結医療機関も対応を目指す

対応の方向性

● 病院、診療所、訪問看護ステーションならびに薬局の協定締結医療機関は、互いに連携し、感染対策を適切に実施した上で自宅等で療養している方に医療を提供します。

分類	協定締結医療機関 （自宅・宿泊療養者・高齢者施設での療養者等）
対象	病院・診療所……………【健康観察・診療医療機関 約27,000医療機関】 薬局……………【自宅療養者等のフォローを行う薬局 約27,000施設】 訪問看護事業所……………【約2,800施設】
対象基準 （求められる対応）	<ul style="list-style-type: none"> ● 病院・診療所は、必要に応じ、薬局や訪問看護事業所と連携し、また、各機関間や事業所間でも連携しながら、往診やオンライン診療等、訪問看護や医薬品対応等を行う ● 自宅療養者等が症状悪化した場合に入院医療機関に適切につなぐ ● 関係学会等の最新の知見に基づくガイドラインを参考に、感染対策を適切に実施し、医療の提供を行うことを基本とする

目安



薬局については、発熱等患者の医薬品等対応を行う体制整備

感染症法の指定と同じような要件が求められると考えられます

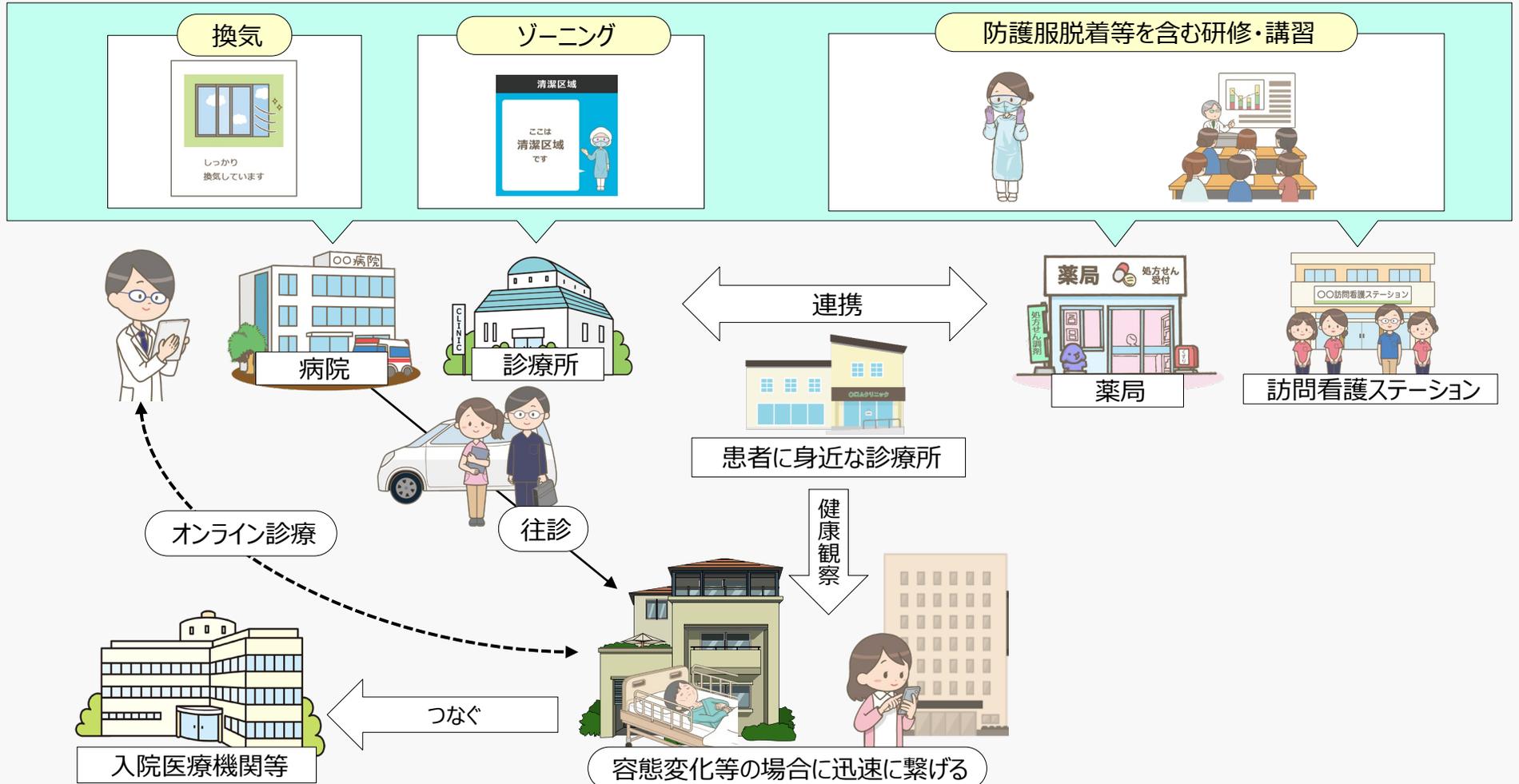


訪問介護事業所については、自宅・宿泊療養者・高齢者施設での療養者等に訪問看護を行う体制整備

イラスト版

対応の方向性

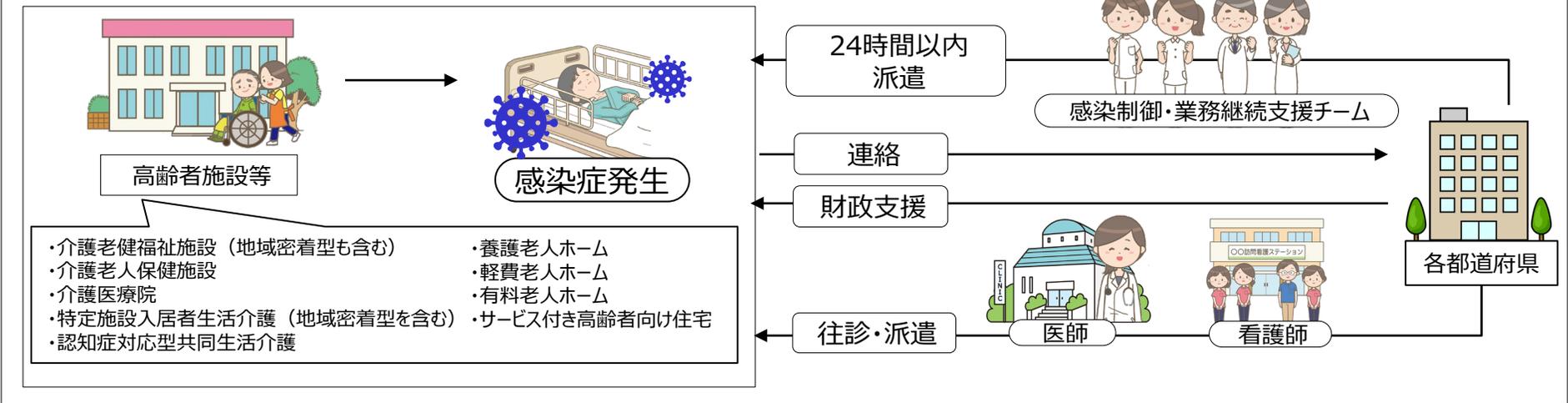
- 在宅等で療養を行う患者には、病院・診療所は必要に応じ訪問看護ステーションや薬局と連携し、往診やオンライン診療等を行うことが求められます。また症状が悪化した際には入院医療機関へ適切につなぐことも求められます。感染対策についても適切に実施した上で医療提供することとなっています



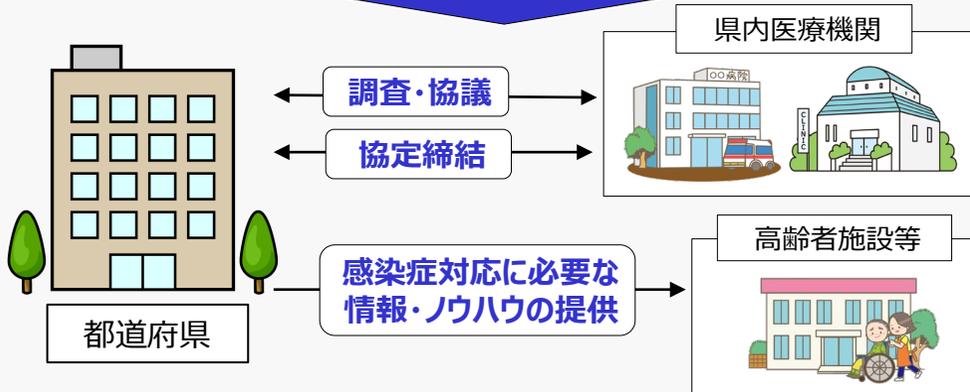
対応の方向性

● 都道府県は、新興感染症対応のため、新型コロナ対応時と同じように施設からの連絡に応じて感染発生から24時間以内に感染制御・業務継続支援チームの派遣などの体制を確保した上で、県内医療機関の調査や協定の協議の中で、高齢者施設等との連携も含めて確認し協定を締結します

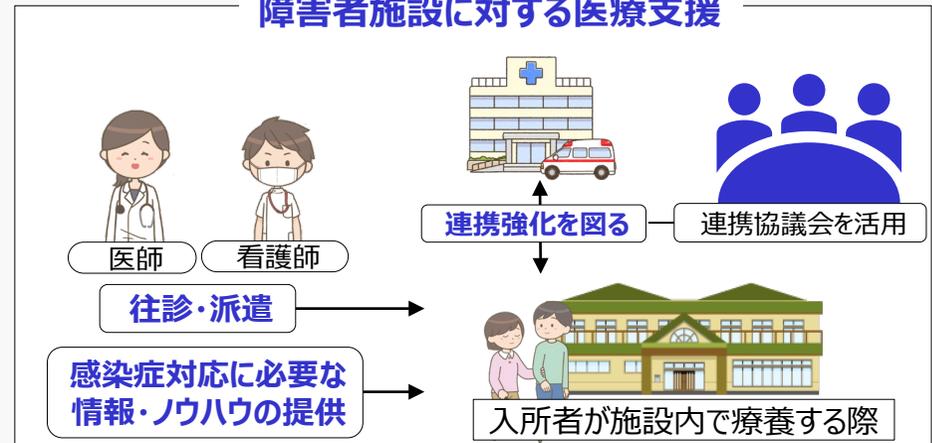
感染症発生・まん延時



新型コロナ対応時を参考に



障害者施設に対する医療支援



対応の方向性

● 協定締結医療機関は、公費負担とするため、感染症法の規定に基づき都道府県知事が協定指定医療機関として 指定します

協定の履行に必要な基準（感染症法）

第二種協定指定医療機関（自宅療養者等への医療の提供）

- ①【共通】当該施設に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染の防止その他必要な措置の実施が可能であること
- ② 新型インフルエンザ等感染症発生等公表期間に、都道府県知事からの要請を受けて、各施設で下記の対応を行う

病院、診療所	薬局	訪問看護事業所
<p>② <u>オンライン診療、電話診療、往診</u>その他自宅・宿泊療養者・高齢者施設での療養者等に対する<u>医療の提供を行う体制</u>が整っていると認められること。</p>	<p>② <u>発熱等患者の医薬品等対応（調剤・医薬品等交付・服薬指導等）を行う体制</u>（※）が整っていると認められること。</p> <p>（※）患者の求めに応じて情報通信機器を用いた服薬指導の実施が可能であること、薬剤の配送等の対応を行っていること、夜間・休日、時間外の対応（輪番制による対応を含む。）を行っていること。</p>	<p>② 自宅・宿泊療養者・高齢者施設での療養者等に<u>訪問看護を行う体制</u>が整っていると認められること。</p>



薬剤師の皆様に見て頂きたい

Oncology関連コンテンツのご紹介

会員登録
不要

「薬剤師のためのBasic Evidence」と「診療現場最前線」
2つのコンテンツをセットで閲覧することで
オンコロジー分野の基礎と実践を総合的に学ぶことができます。

薬剤師のためのBasic Evidence

各種ガイドラインの薬物療法を中心とし、薬剤師に役立つ内容を分かりやすくまとめています。
これからオンコロジーを学ぼうとお考えの薬剤師や、基礎的な知識を改めて整理したいという薬剤師にぴったりのコンテンツです。

診療現場最前線

さまざまな職種の先生方の取り組みを紹介しているため、処方意図から患者指導まで幅広く実践的な内容を知ることができます。
薬薬連携実践のヒントも得ることができ、連携にお悩みの薬剤師の参考になるコンテンツです。

■ アクセス方法



<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



202300001296

<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける
テーマ別
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1 メールマガジンの受信

会員特典2 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>